

# 法令および定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制  
(内部統制システム構築の基本方針)

株式会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

2020年度 (2019年12月1日から2020年11月30日まで)

キューピー株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものです。

(<https://www.kewpie.com/ir/event/meeting/>)

※連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表は、2021年1月18日までに会計監査人が監査を行った内容です。

## 業務の適正を確保するための体制（2020年11月30日現在）

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しています。

### (1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の内部統制システムの基本方針を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

### (2) 取締役および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、長年にわたり従業員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成してきたのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社是)

楽業偕悦

(社訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

(大切にしている教え) 『世の中は存外公平なものである』

- ② 当社は、取締役および従業員が、法令・定款および当社グループの理念を遵守した行動をとるために、グループ規範（倫理規範と行動規範で構成）およびコンプライアンス規程を定めており、取締役および従業員はこれらを遵守する義務を負う。
- ③ コンプライアンス担当取締役にコンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンス推進に関する企画、啓発および教育などを行う。コンプライアンス担当取締役は、係る活動を定期的に取り締役に報告する。

- ④ 公益通報者保護制度に対応した内部通報体制として、通報窓口の情報受領者に第三者機関や社外の弁護士を含む「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告を受けたコンプライアンス調査会が事実関係を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

### **(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、文書または電磁的記録により、経営推進本部担当の取締役が適切に保存および管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しなどを行う。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁的記録を閲覧できる。

### **(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社のリスクマネジメント基本規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織などにおいて継続的に監視することとするほか、全社的リスクに関してはリスクマネジメント担当取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理するとともに、当該委員長が全社的なリスクの評価や対応状況などを定期的に取締役会に報告する。
- ② 危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的な危機を想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。重大危機の発生時には、危機の種類ごとにあらかじめ定めた担当取締役を本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、迅速かつ適切な対応に努める。

### **(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、取締役および従業員が共有する全社的な経営目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各部門の責任者を代表取締役社長執行役員が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、迅速かつ適切な業務執行を行う。
- ② 取締役会の決議に基づく業務執行については、「決裁・報告手続き表」において、それぞれの責任範囲、決裁手続について定める。

- ③ 具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役 社長執行役員の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、機動的な意思決定と業務執行を図る。

## **(6) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社における業務の適正を確保するため、社是・社訓とともに、グループの理念を構成する『私たちは「おいしさ・やさしさ・ユニークさ」をもって世界の食と健康に貢献するグループをめざします』という「めざす姿」を共有し、また、グループ規範を全ての取締役および従業員が遵守する。
- ② グループ合同経営会議、事業ごとの会議体において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有するとともに、組織・人事、資金調達についてもグループ全体での最適化を図る。また、業務執行においては、「グループ決裁・報告手続き表」に基づいて子会社経営の権限を定め、権限委譲による効率化とグループ管理の均衡を図る。
- ③ 当社の子会社は、毎月、当社代表取締役 社長執行役員が指定する担当取締役に対して、事業計画の進捗状況について報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題などについて、上記の担当取締役に報告する。
- ④ 当社のリスクマネジメント委員会には子会社を管轄する事業責任者も委員となり、子会社のリスクについても管理する。また、コンプライアンス委員会、各内部監査部門の活動やヘルプラインについても、子会社をも対象とする。
- ⑤ 当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的に、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を反映させた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、適宜内容の見直しを行う。
- ⑥ 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、当社取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（委員の半数以上は独立性を有する社外役員で構成）を設置し、当社取締役会の構成や取締役等の指名、報酬のあり方などについて審議を行うほか、当社代表取締役 社長執行役員の諮問機関として経営アドバイザリーボード（社外の有識者で構成）を設置し、当社グループの健全性、公正性、透明性を維持、向上させるための助言・提言を受け、意思決定に反映させる。
- ⑦ 当社グループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。

- ⑧ 当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、各担当部門および監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組みを構築する。
- ⑨ 内部監査室は、自主監査等を行う品質・環境・安全・労務などの各スタッフとも連携し、当社グループの経営活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から内部監査を行う。また、財務報告に係る内部統制の有効性評価についても、当社代表取締役 社長執行役員の指名に基づき、その計画および実施の職責を担う。
- ⑩ 当社の子会社である株式会社キューソー流通システムおよびアラハタ株式会社については、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所上場企業であることに加え、独自の企業グループを形成していることに鑑み、各社において、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

#### **(7) 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項**

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。また当社は、監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

#### **(8) 監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役より監査業務に必要な要望を受けた内部監査室所属の従業員は、その内部監査に関して、内部監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けない。また、監査役の職務を補助すべき従業員を置いた場合、その従業員は、独立性の確保のために、監査役以外からの指揮命令を受けない。

#### **(9) 取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役、従業員、子会社の役員および従業員等は、監査役会の定めるところに従い、当社監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
  - ・株主総会に付議される決議議案の内容
  - ・当社の内部統制システム構築に関わる各部門の活動状況
  - ・内部監査室、自主監査スタッフおよび子会社の監査役の活動状況
  - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
  - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - ・内部通報制度の運用および通報内容
  - ・法令・定款に違反する行為または不正行為
  - ・当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 内部通報体制「ヘルプライン」には、取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に匿名で通報できる体制を整備する。

**(10) 上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社は、当社監査役に報告を行ったことを理由に、その報告者に対して不利益な取扱いを行わないものとし、子会社においてもこれを徹底させる。
- ② グループ共通に適用されるコンプライアンス規程およびヘルプライン規程において、相談者または通報者の保護を図る。

**(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

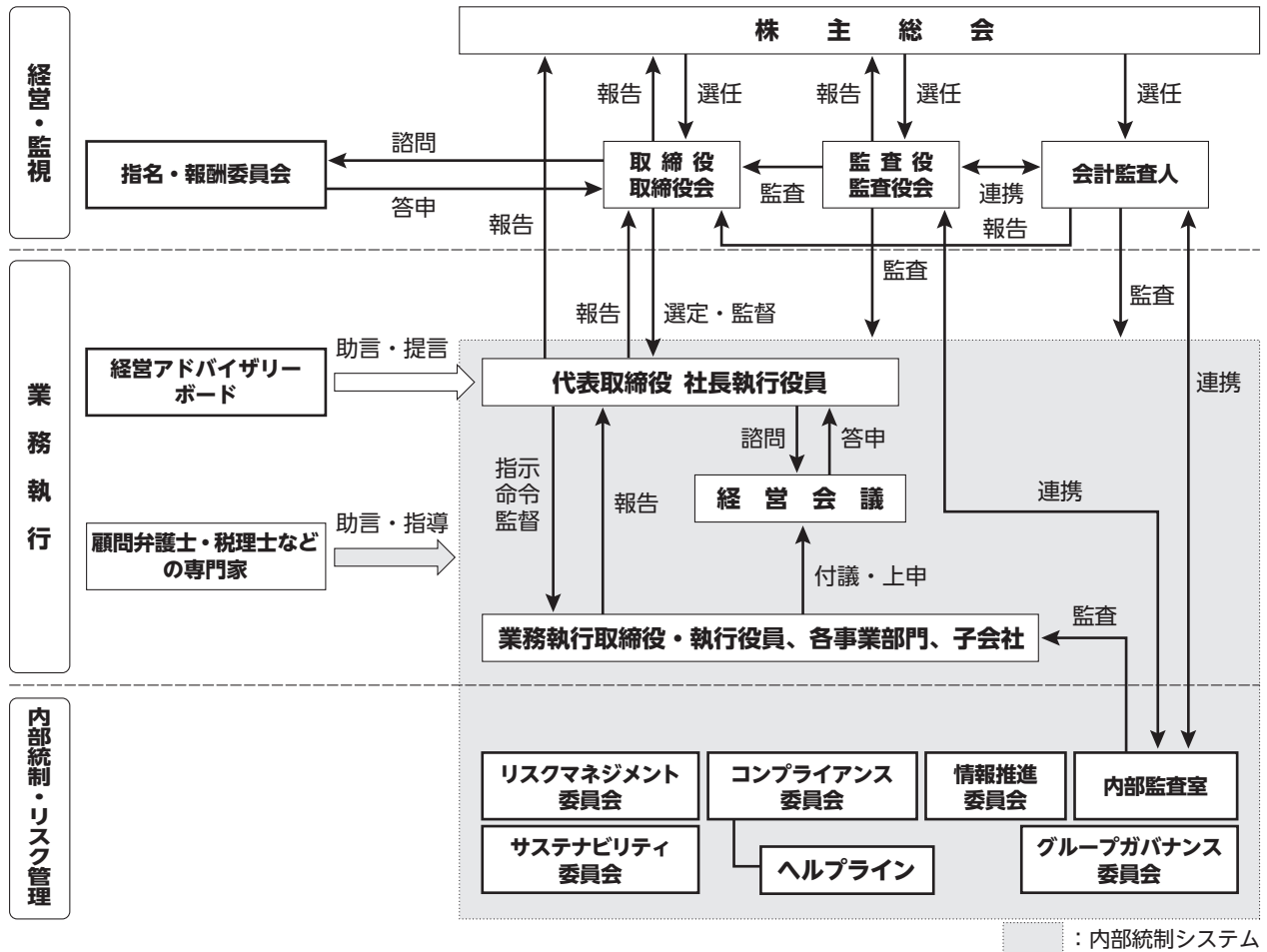
- ① 監査役の職務の執行が円滑になされるために必要な監査費用について毎年予算措置を講じる。
- ② 監査役から、外部の専門家（弁護士、会計士等）に協力を得るなど特別な費用の請求がなされた場合には、費用の内容が不合理でない限り、その費用は会社が負担する。

**(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、監査役会に各年度の監査方針、重点監査項目および監査方法等の報告を求め、それらを共有する。
- ② 取締役、従業員、子会社の役員および従業員は、当社監査役からヒアリングの求めがあった場合には適宜協力する。また、代表取締役 社長執行役員は、定期的に監査役会との意見交換の機会を持つ。

- ③ リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に關与する委員会、内部監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要は、下記のとおりです。



## 株式会社の支配に関する基本方針（2020年11月30日現在）

### **(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびにお客様や従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めていますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、係る買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、市場内で行われる大量買付行為は公開買付規制の対象とならないことから、市場内で行われる大量買付行為に対しては、当該情報提供の仕組みによって対応することができません。さらに、公開買付規制の適用がある大量買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する意見表明報告書による質問の回数は一回に限定されていることに加え、当該質問への対応についても、買付者が十分な回答を行うことは義務付けられておらず、理由を詳細に記載すれば回答を行わないことも可能となっています。このため、公開買付規制が適用される大量買付行為であっても、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。



以上を考慮した結果、当社としては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えています。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえ、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しています。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しています。

そこで、当社は、係る買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えています。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

## **(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み**

### **①グループの長期ビジョンおよび中期経営計画の策定**

当社グループは、グループの長期ビジョンである「キューピーグループ 2030ビジョン」を掲げてグループの想いを一つにし、世界に貢献できる事業分野を伸ばすと同時に、社会的な課題に取り組み、広く共感されるグループをめざしています。

また、2019年度からの3年間を対象とする中期経営計画では、国内での持続的成長と海外での飛躍的成長を実現するため、「国内では3事業に集中し食の主役化を推進」、「海外では中国・東南アジアを中心に展開を加速」および「環境変化に対応した経営基盤の強化」を主な取り組みとして定めています。

当中期経営計画、さらに「キューピーグループ 2030ビジョン」を実現するためには、これらの経営方針を軸に、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えています。

## ②コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置付けています。

当社は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役および執行役員の任期を1年としています。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名を含む監査役5名の体制をとっています。

2018年8月には、取締役会の構成や取締役等の指名・報酬の在り方等に関する客観性、妥当性および透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しました。5名以上の委員で構成し、委員の半数以上は当社が定める独立性基準を満たした社外役員と定めているほか、委員長は社外取締役たる委員の中から選定することになっています。

また、当社グループが経営の健全性、公正性および透明性を高め、より良く社会とお客様に貢献できるように助言・提言を得ることを目的に、社外の有識者により構成する経営アドバイザーボードを当社 社長執行役員の諮問機関として設置しています。

## (3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」

当社は、2019年12月26日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、2020年2月27日開催の当社第107回定時株主総会の承認を停止条件として、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決定し、当該株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

### ①対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませ

ん。)を対象とします。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外します。

## ②大量買付ルールの内容

当社は、大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、それが完了した日から原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として経過した後にはのみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定します。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、独立委員会というチェック機関を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。

また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下「株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、株主総会を開催する場合には、株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないこととします。株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の答申に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

## ③大量買付行為がなされた場合の対応方針

### (ア) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される特定の場合には、本対応方針の例外的対抗

措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

なお、対抗措置をとるか否かの判断に際しては、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付者および大量買付行為の具体的内容や、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの答申を最大限尊重するものとします。さらに、当社取締役会による対抗措置を発動する旨の決定は、対抗措置の発動が望ましいとする独立委員会の答申が存在する場合にのみ認められるものとします。

(イ) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の答申を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。さらに、当社取締役会による対抗措置を発動する旨の決定は、対抗措置の発動が望ましいとする独立委員会の答申が存在する場合にのみ認められるものとします。

(ウ) 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権の無償割当てを選択する場合には、大量買付者に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の行使の条件として定めます。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の対価として金銭を交付することは想定していません。

(エ) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の答申を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

#### ④株主・投資家に与える影響等

##### (ア) 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えています。

##### (イ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動に係る大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

##### (ウ) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てに係る割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知を行いますので、その内容をご確認ください。

#### ⑤本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、2023年2月28日までに開催される第110回定時株主総会の終結の時までとします。

#### (4) 本対応方針についての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

##### ①本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

また、本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

さらに、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

##### ②本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。また、本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

### ③本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動できる限定的な条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様への承認を要します。

また、大量買付行為に対して当社取締役会が対抗措置をとるべきか否かなど、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の答申を最大限尊重するものとしています。さらに、当社取締役会による対抗措置を発動する旨の決定は、対抗措置の発動が望ましいとする独立委員会の答申が存在する場合にのみ認められるものとしています。加えて、必要に応じて、株主の皆様への意思を尊重するため、株主意思の確認を行うことができるとしています。

このように本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続を盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えています。

連結株主資本等変動計算書（2019年12月1日から2020年11月30日まで）（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,104	29,483	196,551	△15,862	234,276
会計方針の変更による累積的影響額			△0		△0
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,104	29,483	196,550	△15,862	234,276
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,436		△6,436
親会社株主に帰属する当期純利益			11,378		11,378
自己株式の取得				△2	△2
連結子会社の増資による持分の増減		△267			△267
関係会社出資金の払込による持分の増減		△1,844			△1,844
関係会社出資金の売却による持分の増減		1,275			1,275
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△836	4,941	△2	4,102
当期末残高	24,104	28,647	201,492	△15,865	238,379

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延滞益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額		
当期首残高	9,045	6	△3,241	△4,534	1,275	41,201	276,753
会計方針の変更による累積的影響額							△0
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,045	6	△3,241	△4,534	1,275	41,201	276,753
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△6,436
親会社株主に帰属する当期純利益							11,378
自己株式の取得							△2
連結子会社の増資による持分の増減							△267
関係会社出資金の払込による持分の増減							△1,844
関係会社出資金の売却による持分の増減							1,275
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△162	△11	△166	218	△121	4,643	4,521
連結会計年度中の変動額合計	△162	△11	△166	218	△121	4,643	8,624
当期末残高	8,882	△4	△3,408	△4,315	1,153	45,844	285,377

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。



## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は60社です。主要な連結子会社は、キューピータマゴ株式会社、デリア食品株式会社、キューピー醸造株式会社、株式会社キューソー流通システム、株式会社サラダクラブおよびアラハタ株式会社です。当連結会計年度において、KEWPIE SINGAPORE PTE. LTD.、PT Kiat Ananda Cold Storage、PT Ananda Solusindo、PT Manggala Kiat AnandaおよびPT Trans Kontainer Solusindoは株式取得のため、連結の範囲に含めています。また、HENNINGSEN FOODS, INC.は株式譲渡、株式会社サラダメイトおよびHenningsen Foods - Netherlands, Inc.は会社清算のため、連結の範囲から除外しています。以上から、5社が増加し、3社が減少しています。

非連結子会社は17社であり、主要な非連結子会社は、株式会社キューソーエルプランです。これらの非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は3社です。主要な持分法適用の関連会社は、サミット製油株式会社です。

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社キューソーエルプラン他16社）および関連会社（エッグトラストジャパン株式会社他2社）については、これらの会社の当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しています。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社8社の決算日は9月30日、10社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日が12月31日の在外子会社10社については、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、その他の在外子会社8社については決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

- ①満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によるものです。
- ②持分法非適用の子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法によるものです。
- ③その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によるものです。

###### (ロ) デリバティブ

時価法によるものです。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しています。

###### (ハ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によるものです。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

###### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

###### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、IFRSを適用している在外連結子会社については、「Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しています。これにより、借手は原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上し、資産に計上された使用権資産の減価償却方法については定額法を採用しています。

- (3) 重要な繰延資産の処理方法  
開業費については、支出時に全額費用として処理しています。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (ロ) 売上割戻引当金  
当連結会計年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し各会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しています。
- (ハ) 賞与引当金  
従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
- (ニ) 役員賞与引当金  
役員に支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しています。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるものです。
- (ロ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。  
なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額を超えている場合には、連結貸借対照表の退職給付に係る資産に計上しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、振当処理の要件を満たす取引については振当処理を採用しています。

なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しています。

(ロ) ヘッジ手段は、為替予約取引および金利スワップ取引です。

(ハ) ヘッジ対象は、外貨建仕入取引、仕入取引、在外子会社持分への投資および借入金の利息です。

(ニ) ヘッジ方針は、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

なお、投機的な取引は行わない方針です。

(ホ) ヘッジ有効性評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しています。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しています。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんは、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しています。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しています。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によるものです。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### ( I F R S 第16号「リース」の適用)

I F R S を適用している在外連結子会社は、当連結会計年度より、I F R S 第16号「リース」を適用しています。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しています。本会計基準の適用にあたっては、その経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、累積的影響額を利益剰余金に加減しています。

なお、本会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微です。

## III. 追加情報

### (新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを、連結計算書類作成時における入手可能な情報に基づき実施しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が不透明な状況において、世界および日本の景気が回復基調に戻るには相当の時間を要すると想定しています。そのため、外食・インバウンドの需要は緩やかに回復するという前提を置いて会計上の見積りを実施しています。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動への影響等には不確定要素も多いため、前提に変化が生じた場合、将来において当社グループの連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## IV. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の額 (簿価)	有形固定資産	1,124百万円
	計	1,124百万円
上記担保に対応する債務	短期借入金	893百万円
	長期借入金	862百万円
	計	1,756百万円

### 2. 偶発債務

保証債務	215百万円
------	--------

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
当連結会計年度期首株式数	150,000,000株	6,958,050株
当連結会計年度増加株式数	—	1,150株
当連結会計年度減少株式数	—	—
当連結会計年度末株式数	150,000,000株	6,959,200株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものです。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(イ) 2020年1月22日開催の取締役会において次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 3,576百万円
- ②1株当たり配当額 25円00銭
- ③基準日 2019年11月30日
- ④効力発生日 2020年2月7日

(ロ) 2020年6月24日開催の取締役会において次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 2,860百万円
- ②1株当たり配当額 20円00銭
- ③基準日 2020年5月31日
- ④効力発生日 2020年8月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年1月20日開催の取締役会において次のとおり付議する予定です。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 2,860百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 20円00銭
- ④基準日 2020年11月30日
- ⑤効力発生日 2021年2月5日

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入および社債発行により調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブ取引は、後述するリスクのヘッジを目的としており、投機目的では行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。有価証券及び投資有価証券は、主に業務等に関連する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクにさらされていますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしています。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされていますが、必要に応じ金利スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、および軽油・重油価格の市場価格変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ等の取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述のⅠ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、営業債権について、営業管理部門および経理財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

②市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、および軽油・重油価格の市場価格変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ等の取引を利用しています。当社の当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により生産本部と財務部が行っており、その取引結果はすべて財務部長に報告されています。連結子会社については主として管理部門が行い、その取引結果についても各子会社の担当取締役へ報告されています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との当座貸越契約や、キャッシュ・マネジメント・システムによる手元流動性を一定水準に維持することなどにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	56,835	56,835	—
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	73,783 △507		
	73,275	73,275	—
(3)有価証券及び投資有価証券	31,742	31,742	—
資産計	161,852	161,852	—
(4)支払手形及び買掛金	41,828	41,828	—
(5)短期借入金	6,454	6,454	—
(6)未払金	14,480	14,480	—
(7)未払法人税等	3,901	3,901	—
(8)社債	10,000	10,045	45
(9)長期借入金(*2)	57,560	57,568	8
負債計	134,225	134,279	53
デリバティブ取引(*3)	△22	△22	—

(\*1) 受取手形及び売掛金はそれに対応する貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。また、金銭信託等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## 負債

- (4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (8)社債

社債の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

- (9)長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされている場合には、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5,367

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## VII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

## VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,674.58円
1株当たり当期純利益	79.55円

## IX. 企業結合等関係に関する注記

### (事業分離)

当社は、2020年3月26日開催の取締役会決議に基づき2020年4月27日付で当社の連結子会社であるKIFUKI U. S. A. CO., INC.が所有するHENNINGSEN FOODS, INC. (以下、「HENNINGSEN FOODS」)の全株式をPOST HOLDINGS, INC. (以下、「POST」)の子会社であるMichael Foods of Delaware, Inc. (以下、「MFI」)に譲渡することをPOSTと合意し、MFIと株式譲渡契約を締結、2020年7月1日に株式譲渡を行いました。これに伴い、HENNINGSEN FOODSを連結の範囲から除外しました。

#### 1. 事業分離の概要

##### (1) 分離先企業の名称

Michael Foods of Delaware, Inc.

##### (2) 分離した事業の内容

鶏卵加工品・乾燥肉の製造および販売

##### (3) 事業分離を行った主な理由

当社は、2019年1月11日発表の「2019-2021年度 キューピーグループ中期経営計画」に基づき、海外展開については、中国・東南アジア市場を中心とした展開を掲げるとともに、タマゴ事業として最適な事業体制の構築に向け、拠点集約による生産合理化を推進しています。そのような状況において、米国子会社であるHENNINGSEN FOODSの今後についてもさまざまな選択肢を検討した結果、同社の持続的成長を支援できる第三者への譲渡が当社およびHENNINGSEN FOODSにとって最善であると判断し、株式譲渡の検討を進めました。

慎重に検討を重ねた結果、米国内外に強固なネットワークや事業基盤を有するMFI(※)の下でビジネスを強化することがHENNINGSEN FOODSの持続的成長と企業価値の向上に資すると判断、HENNINGSEN FOODS全株式を譲渡することとし、2020年7月1日に株式譲渡を実行しました。

※MFIは米国ミネソタ州に拠点を置く食品製造販売企業です。

##### (4) 事業分離日

2020年7月1日

##### (5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

## 2. 実施した会計処理の概要

### (1) 移転損益の金額

関係会社株式売却損 1,856百万円

### (2) 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産 3,080百万円

固定資産 1,901百万円

資産合計 4,982百万円

流動負債 644百万円

固定負債 225百万円

負債合計 869百万円

### (3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、会計処理を行っています。

## 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

タマゴ事業

## 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 3,527百万円

営業損失 122百万円

## (取得による企業結合)

当社の連結子会社である株式会社キューソー流通システムは、2020年8月27日開催の取締役会において、インドネシアの低温物流会社であるKIAT ANANDAグループの、PT Kiat Ananda Cold Storage、PT Ananda Solusindo、PT Manggala Kiat AnandaおよびPT Trans Kontainer Solusindoの4社が実施する第三者割当増資を引き受け、子会社化することを決議し、2020年8月28日付で株式引受契約を締結しました。

その後、2020年11月2日付で株式引受が完了し、4社を連結子会社としました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
PT Kiat Ananda Cold Storage	インドネシアにおける倉庫事業 等
PT Ananda Solusindo	インドネシアにおける倉庫事業 等
PT Manggala Kiat Ananda	インドネシアにおける国内輸送事業 等
PT Trans Kontainer Solusindo	フォワーディング、船舶貨物事業 等

#### (2) 企業結合を行った主な理由

KIAT ANANDAグループは、インドネシアに5カ所の冷凍・冷蔵庫と車両590台を有する物流企業であり、特に低温物流に強みを持っています。食品メーカーや外食産業など現地企業のみならず外資企業を主要顧客に持ち、倉庫・輸配送・フォワーディングなど幅広く事業を展開しています。今般、当社グループは、KIAT ANANDAグループ4社を迎えることにより、インドネシアに物流拠点と輸送網を確保し、成長が期待されるインドネシア市場において高品位な低温物流サービスの提供をめざします。

#### (3) 企業結合日

2020年11月2日（株式取得日）

2020年9月30日（みなし取得日）

#### (4) 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

PT Kiat Ananda Cold Storage	51.0%
PT Ananda Solusindo	51.0%
PT Manggala Kiat Ananda	51.0%
PT Trans Kontainer Solusindo	67.3%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社グループが現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

みなし取得日を2020年9月30日とし、貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれていません。

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得原価の対価（現金）	7,006百万円
取得原価	7,006百万円

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等	81百万円
-------------------	-------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれんの金額

PT Kiat Ananda Cold Storage	のれん	755百万円
PT Ananda Solusindo	のれん	445百万円
PT Manggala Kiat Ananda	のれん	41百万円
PT Trans Kontainer Solusindo	負ののれん	3百万円

なお、上記の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額です。

- (2) 発生原因  
 のれん 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生した  
 ものです。  
 負ののれん 企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負  
 ののれん発生益として認識しています。
- (3) 償却方法および償却期間  
 のれん 10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

(1) PT Kiat Ananda Cold Storage

流動資産	3,953百万円
<u>固定資産</u>	<u>3,539百万円</u>
資産合計	7,493百万円

流動負債	746百万円
<u>固定負債</u>	<u>3,197百万円</u>
負債合計	3,943百万円

(2) PT Ananda Solusindo

流動資産	2,425百万円
<u>固定資産</u>	<u>1,046百万円</u>
資産合計	3,472百万円

流動負債	369百万円
<u>固定負債</u>	<u>690百万円</u>
負債合計	1,060百万円

(3) PT Manggala Kiat Ananda

流動資産	1,636百万円
<u>固定資産</u>	<u>1,041百万円</u>
資産合計	2,677百万円

流動負債	844百万円
<u>固定負債</u>	<u>617百万円</u>
負債合計	1,462百万円

(4) PT Trans Kontainer Solusindo

流動資産	297百万円
<u>固定資産</u>	<u>344百万円</u>
資産合計	642百万円

流動負債	342百万円
<u>固定負債</u>	<u>181百万円</u>
負債合計	523百万円

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っています。

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載していません。



## X. 重要な後発事象に関する注記

### (自己株式の取得)

当社は、2021年1月7日の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得について下記のとおり決定しました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、配当金を最優先とした株主還元を行うことを基本に、中期経営計画ごとに設定する方針に基づいた株主還元を行っています。

2021年度～2024年度における株主還元方針は、1株当たり配当額で45円以上を前提に、配当性向35%以上を基準とするとともに、4年間累計の総還元性向で50%以上を目安とします。

今回の自己株式の取得は、中期経営計画の株主還元方針を踏まえ、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および企業価値の向上を図るため、行うものであります。

#### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	6,000,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.19%)
(3) 株式の取得価額の総額	10,000百万円 (上限)
(4) 取得期間	2021年1月8日～2021年11月30日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付
(6) その他	取得予定の自己株式のうち、既存の自己株式と合わせて発行済株式総数の概ね5%を超える部分については株主還元を目的に消却を予定しています。

(ご参考) 2020年11月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く)	143,040,800株
自己株式数	6,959,200株

(子会社株式の一部譲渡)

当社は、2021年1月7日の取締役会決議により、当社の連結子会社である株式会社キューソー流通システム（以下、「K R S」）の株式の一部を売却することを決定し、2021年1月18日に立会外分売により株式譲渡を行いました。

1. 譲渡した相手会社の名称  
立会外分売のため、記載を省略します。
2. 譲渡対象会社の名称、事業の内容および当社との取引関係  
名称 株式会社キューソー流通システム  
事業の内容 倉庫業および運送取扱業  
当社との取引関係 商品、原料等の保管および運送取扱委託  
事務所、土地および倉庫の賃貸

3. 譲渡を行った主な理由

K R Sは、1966年に当社の倉庫部門を母体に設立以来、高品位で競争力のある食品物流サービスの提供を通じて、当社グループの事業展開に貢献しました。

近年、食品および物流を取り巻く事業環境が大きく変化するなか、当社およびK R Sの今後の事業展開について、両社のさらなる成長を見据え検討を重ねました。

その結果K R Sにおいては、当社との親子関係を解消し迅速な意思決定と戦略的投資の主体的判断を可能としたうえで、これまでの国内での食品向け総合物流サービスの提供をさらに向上させること、また海外での拡大を積極的に展開し従来以上に独自性を持った成長戦略を推し進めることが、企業価値向上に資するとの考えに至りました。

一方、当社においては「めざす姿」※の実現に向けて、国内・海外の食品事業に経営資源の一層の集中を進めることが将来にわたる企業価値の向上に資すると判断しました。

以上を鑑み、K R S株式の一部売却を行うこととしましたが、当社とK R Sは引き続き商品の製造からお届けまでの一貫した物流品質の考え方を共有するとともに、K R Sは当社グループの物流を担います。

今後も、食品製造と物流機能において強固なパートナーシップを維持し、両社の持続的な企業価値向上に努めます。

※ 私たちは「おいしさ・やさしさ・ユニークさ」をもって、世界の食と健康に貢献するグループをめざします

4. 譲渡実行日  
2021年1月18日
5. 法的形式を含む取引の概要  
受取対価を現金等の財産のみとするKRSの発行済株式の一部譲渡
6. 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益および譲渡後の所有株式の状況

譲渡株式数	253,600株
譲渡価額および譲渡損益	重要性が乏しいため、記載を省略します。
譲渡後の所有株式数	5,420,402株（議決権所有割合：43.6%）

なお、本譲渡に伴い、KRSおよび同社の子会社である以下の14社は、2021年11月期の期首より当社の連結子会社から持分法適用関連会社へと変更になりました。

1. キューソーティス株式会社
2. 株式会社エスワイプロモーション
3. キューソーサービス株式会社
4. キューソーロジック株式会社
5. 株式会社サンエー物流
6. 株式会社サンファミリー
7. 大阪サンエー物流株式会社
8. キューソーアレスト株式会社
9. 株式会社フレッシュデリカネットワーク
10. 株式会社久松運輸
11. PT Kiat Ananda Cold Storage
12. PT Ananda Solusindo
13. PT Manggala Kiat Ananda
14. PT Trans Kontainer Solusindo

## 株主資本等変動計算書 (2019年12月1日から2020年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				特別償却準備金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	24,104	29,418	29,418	3,115	4	2,488	67,200	34,244	107,053
事業年度中の変動額									
その他利益剰余金の積立									-
その他利益剰余金の取崩					△4	△56		60	-
剰余金の配当								△6,436	△6,436
当期純利益								9,794	9,794
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△4	△56	-	3,418	3,357
当期末残高	24,104	29,418	29,418	3,115	-	2,432	67,200	37,662	110,411

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△15,903	144,672	8,428	8,428	153,101
事業年度中の変動額					
その他利益剰余金の積立					-
その他利益剰余金の取崩					-
剰余金の配当		△6,436			△6,436
当期純利益		9,794			9,794
自己株式の取得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△130	△130	△130
事業年度中の変動額合計	△2	3,354	△130	△130	3,224
当期末残高	△15,906	148,027	8,298	8,298	156,326

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によるものです。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によるものです。
- (3) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によるものです。  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によるものです。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によるものです。

#### 3. たな卸資産

- (1) 評価基準  
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によるものです。
- (2) 評価方法  
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、移動平均法によるものです。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によるものです。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
機械及び装置	2～10年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によるものです。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	5年
--------	----
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (4) 長期前払費用  
定額法によるものです。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

### (2) 売上割戻引当金

当事業年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し会社の基準(売上高に対する割戻支出予想額の割合)により発生主義で計算した額を計上しています。

### (3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

### (4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しています。

### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるものです。

#### ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しています。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によるものです。

## II. 表示方法の変更に関する注記

### (損益計算書)

1. 前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「受取ロイヤリティー」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しています。

なお、前事業年度の「受取ロイヤリティー」は、620百万円です。

2. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しています。  
 なお、前事業年度の「支払手数料」は、80百万円です。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		117,226百万円
2. 偶発債務		
保証債務		1,358百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	流動資産	8,244百万円
	固定資産	577百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	流動負債	30,924百万円
5. 取締役及び監査役に対する金銭債務	固定負債	80百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益	14,118百万円
2. 関係会社に対する営業費用	78,906百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	5,383百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	自己株式の種類	
	普通株式	
当事業年度期首株式数	6,958,050株	
当事業年度増加株式数	1,150株	
当事業年度減少株式数	-	
当事業年度末株式数	6,959,200株	

(注) 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の取得によるものです。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	1,724百万円
退職給付信託設定額	1,084百万円
未払費用（販売促進費）	677百万円
退職給付信託益	597百万円
減価償却費	569百万円
売上割戻引当金	177百万円
投資有価証券評価損	161百万円
未払事業税	147百万円
その他	544百万円
繰延税金資産小計	5,684百万円
評価性引当額	△2,062百万円
繰延税金資産合計	3,622百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△4,297百万円
買換資産圧縮積立金	△1,073百万円
その他有価証券評価差額金	△3,516百万円
繰延税金負債合計	△8,887百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△5,265百万円



Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者(当該子会社を含む)の議決権を有する(当該子会社を)	株式会社 中島董商店 (注3)	東京都 渋谷区	50	各種加工 食品の販 売	直接10.3% (直接10.5%) (間接 5.7%)	役員 2人	商品の仕 入、販売 およびプ ラント用 料の支払	商品の 仕入	363	買掛金	39
								製商品の 販売	121	売掛金	18
								ブランド 使用料の 支払	399		
								販促物の 購入	66	未払金	48
								不動産の 賃貸	16		
								配当金の 受取	10		
役員及びその近親者(当該子会社を含む)の議決権を有する(当該子会社を)	株式会社 董花 (注4)	東京都 渋谷区	100	不動産賃 貸業・リ ース業	(直接 5.7%)	役員 1人	事務所の 賃借およ びリース 資産の購 入	不動産の 賃借	1,070	差入保 証金	946
										未払金	5
										その他 流動 負債	50
										その他 固定 負債	63
役員及びその近親者(当該子会社を含む)の議決権を有する(当該子会社を)	株式会社 nakato (注4)	東京都 港区	10	酒類・食 品卸売業	なし	なし	製商品の 販売	製商品の 販売	138	売掛金	30

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者(その親族)の議決権を行使する等(注5)	株式会社 トウ・ソリューションズ (注5)	東京都調布市	90	コンピュータシステムの企画、開発、保守、運用の発、販、守および支援	直接 20.0%	従業員1人	計算事務の委託	IT関連費用の支払 ソフトウェアの購入 有形固定資産の購入 不動産の賃貸	2,228 3,606 46 56	未払金	863
役員及びその近親者(その親族)の議決権を行使する等(注6)	株式会社 ユー・商会 (注6)	東京都渋谷区	10	不動産賃貸業	なし	なし	事務所の賃借	不動産の賃借	22		
役員及びその近親者(その親族)の議決権を行使する等(注7)	株式会社 ティーアンドエー (注7)	東京都渋谷区	100	不動産賃貸業	(直接 1.4%)	役員1人	寮の賃借	不動産の賃借	15		
役員及びその近親者(その親族)の議決権を行使する等(注8)	MINATO SINGAPORE PTE.LTD. (注8)	シンガポール	シンガポールドル 1,000,000	シンガポールの酒類・食品の輸入・販売	なし	役員1人	製商品の販売	第三者割当増資	62		

- (注1) 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。
- (注2) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めていません。
- (注3) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者、ならびにこれらの者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の82.9%を直接保有しています。
- (注4) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.0%を直接保有しています。
- (注5) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の80.0%を直接保有しています。
- (注6) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の100.0%を直接保有しています。
- (注7) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の89.5%を直接保有しています。
- (注8) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.0%を直接保有していましたが、当社がMINATO SINGAPORE PTE.LTD.の行った第三者割当増資を引き受けたことにより、2020年10月1日付でMINATO SINGAPORE PTE.LTD.は当社の連結子会社となり、社名をKEWPIE SINGAPORE PTE.LTD.へ変更しています。第三者割当増資による増資引受価格は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議の上、決定しています。なお、上記の取引金額については、役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等に該当する期間の取引、また、議決権等の所有（被所有）割合および期末残高については、当該会社等に該当する期末の議決権および残高を記載しています。

## 2. 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員等の兼任等	事業上の関係				
子会社	キューピータマゴ株式会社	東京都調布市	350	液卵・凍結卵・卵加工品等の製造および販売	直接100.0%	役員2人 従業員9人	製商品の上り品および商品の売上に おおよびの原料の仕入	商品および原料の仕入	22,145		
								資金の借入	3,287	短期借入金	2,262
								利息の支払	23		
							配当金の受取	1,825			
子会社	株式会社サラダクラブ	東京都調布市	300	生鮮野菜の加工および販売	直接 51.0%	役員2人 従業員2人	製商品の売上	資金の借入	3,332	短期借入金	4,092
								利息の支払	24		
子会社	株式会社ケイパック	茨城県猿島郡五霞町	30	調味料の製造および販売	直接100.0%	役員1人 従業員5人	商品の仕入	資金の借入	2,475	短期借入金	2,569
								利息の支払	17		

(注1) 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。

貸付金および借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注2) 貸付金および借入金については、主にキャッシュ・マネジメント・システムの資金運用等に伴うものです。

取引金額については、平均貸付残高および平均借入残高を記載しています。

(注3) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めていません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,092.88円
1株当たり当期純利益	68.47円

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2021年1月7日の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決定しました。

なお、詳細は、連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

(子会社株式の一部譲渡)

当社は、2021年1月7日の取締役会決議により、当社の連結子会社である株式会社キューソー流通システム（以下、「K R S」）の株式の一部を売却することを決定し、2021年1月18日に立会外分売により株式譲渡を行いました。

1. 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益および譲渡後の所有株式の状況

譲渡株式数	253,600株
譲渡価額および譲渡損益	重要性が乏しいため、記載を省略します。
譲渡後の所有株式数	5,380,402株（議決権所有割合：43.3%）

なお、本譲渡に伴い、K R Sは、2021年11月期の期首より当社の子会社から関連会社へと変更になりました。詳細は、連結注記表「X. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

X. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

また、議決権等の所有（被所有）割合は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。